

平成28年6月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成28年6月10日(金)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者27名

1番	山崎 清弘	2番	玉置 俊裕	3番	桑原 壽	4番	棒引 昭治
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝
		10番	丸屋 弘吉			12番	皿田 功
				15番	瀧本 和明		
		18番	坂本 一馬			20番	青木 登
21番	那須 京子	22番	那須 克	23番	上森 力		
25番	玉置 伸	26番	鈴木 直孝	27番	溝口 健治		
29番	坂本 茂久	30番	松窪 俊英	31番	岡上 達		
33番	川井 洋之	34番	中村 洋子	35番	矢敷 勇氣男	36番	松本 忠巳
37番	峯園 五郎						

欠席者

9番	更井 寛司	11番	小谷 清雅	13番	田渕 宏
14番	中山 敏久	16番	杉若 陽一	17番	泉 雅行
19番	横尾 泰行	24番	寒川 加代子	28番	上中 悠司
32番	長嶺 博司	38番	石谷 強	39番	蔭地 明一

事務局

局長 平田 耕一 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏

会議録署名委員

20番 青木 登 21番 那須 京子

議 長 皆さん、こんにちは。先月は雨が多いとあいさつしましたが、一転、今月は雨が欲しいという感じでございます。梅が早く実っているのでピークに当たっている方は欠席されておりますが、議事がスムーズに運べるようご協力のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾花 田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1, 179㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は梅畑です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は344㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の目的は梅畑です。以上編入2件、編入合計1, 523㎡です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は2, 295㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は分譲住宅です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1, 076㎡、他1筆、合計2, 152㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光パネル設置です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は106㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は物置及び庭です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1, 087㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の

理由は店舗です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,022㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は店舗です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は969㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は分譲住宅です。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は393㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は481㎡、他1筆、合計924㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は共同住宅です。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は541㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は共同住宅です。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は752㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は887㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は473㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。15番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は374㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。16番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,880㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光パネル設置です。17番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は823㎡、他1筆、合計1,027㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は建設発生土の処分場です。18番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は565㎡、他1筆、合計726㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は建設発生土の処分場です。19番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,166㎡、他1筆、合計1,476㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は建設発生土の処分場です。20番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は52㎡、他2筆、合計1,304㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は建設発生土の処分場、21番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は26㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。22番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は492㎡、地目は登記簿が田、現況が雑種地、申請の理由は駐車場です。23番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は139㎡、他1筆、合計197㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は一般住宅です。24番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は587㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。25番は削除です。26番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は4㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は携帯電話基地局です。27番は削除です。28番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は144㎡、他1筆、合計1,183㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。29番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の

所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1, 104㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光パネル設置です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入2件、編入合計は1, 523㎡、除外27件、除外合計は21, 945㎡です。総計は20, 422㎡です。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は694㎡、他8筆、合計4, 158㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は366㎡、他2筆、合計910㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は684㎡、他1筆、合計1, 259㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は565㎡、他1筆、合計1, 391㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は資材置場用地です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は135㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は一般住宅です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は713㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は332㎡、他4筆、合計2, 783㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外7件、除外合計は11, 349㎡です。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は212㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は水稻です。2番は削除です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、編入1件、編入合計は212㎡です。総計は212㎡です。以上です。

- |     |    |   |
|-----|----|---|
| 議   | 長  | はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の1番。                    |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。異議ありません。  |
| 議   | 長  | はい、2番。  |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。異議ございません。   |
| 議   | 長  | はい、3番。  |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。3番、4番について異議ございません。  |
| 議   | 長  | はい、5番。  |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。異議ございません。   |
| 議   | 長  | はい、6番。  |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。6番から16番については異議ございません。   |
| 議   | 長  | はい、17番。   |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。17番、18番、19番、20番についてですが、変更申請の理由が農地の造成で一時的に除外し完成後編入するという事で異議ございません。 |
| 議   | 長  | はい、21番。   |

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。21番、22番、23番について異議ございません。  
議 長 はい、24番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。24番、26番、28番について異議ございません。  
議 長 はい、29番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。  
議 長 田辺農業振興地域整備計画変更申請の27件について異議なしとのこと  
でございしますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農  
業振興地域整備計画変更申請の1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番から5番まで異議ございません。  
議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番について異議ございません。  
議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番について異議ございません。  
議 長 中辺路農業振興地域整備計画変更申請の7件について異議なしとのこと  
でございしますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業  
振興地域整備計画変更申請の1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について編入であり異議ございません。  
議 長 龍神農業振興地域整備計画変更申請の1件について異議なしとのこと  
でございしますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。地元でトラブルが起こっております。太陽光発電施設の  
設置が増えてきておりまして、実状は高齢者の方が増えて、耕作できない  
ということから始まった話であります。そこに住んでいる方に話を聞いて  
きたのですが、設置する側の方の話では全て同意をもらっているというこ  
とで、それを信用していたのですが、実際、中に入ってみたら、そうでも  
なく、それを設置されたら今まで以上に水嵩があがることを心配されてい  
るという話が起ってきました。地元の同意がなければ私も地元委員とし  
て同意しないと言っています。地元の者として、そのような不安がある人  
を放っておく訳にもいかず、賛成も反対もできない立場であります。地元  
の不安を取り除いてくれるよう、今日、この農業委員会で発言すると地元  
の方には言っています。農業委員会に議案が上がってくるまでに、行政が  
間に入り協議を行ってもらおうよう、昨日話をしました。どこまで解決す  
るかどうか分からないが、このような案件は地元の農業委員に相談なしに出  
されては困るので事前に相談しておいて欲しいことと、また、地元の行政  
局にも事前に相談しておいて欲しい。太陽光発電施設は眩しいとか暑いと  
か音が耳ざわりであるなど困っている方がいると聞いています。この件に  
ついては行政において、きちっと整理するように意見を述べさせていただきます。

議 長 はい、わかりました。今後、地元行政局とも話をしながら進めていただ

るよう担当課にはお願いしておきます。  
 議 長 龍神農業振興地域整備計画変更申請の1件について異議なしとのこと  
 委員 全員 ざいですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。  
 議 長 異議なし。  
 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、田  
 農振課 田上 辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による  
 利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、  
 畑の694㎡、他2筆、合計2,464㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借  
 人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年7月1日  
 から平成34年6月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑  
 の1,618㎡、他2筆、合計4,035㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、  
 借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、全体で年間7万円、持  
 参払い、期間は平成28年7月1日から平成34年6月30日の更  
 新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4,073㎡、他2筆、合計  
 5,109㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、  
 使用貸借の梅・柑橘・いちじく・ブルーベリー、期間は平成28  
 年7月1日から平成48年6月30日の新規です。4番、〇〇〇字  
 〇〇〇〇、田の985㎡、他1筆、合計1,834㎡、貸人は〇〇〇、  
 〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、全体で年間  
 2万円、口座払い、期間は平成28年7月1日から平成34年6  
 月30日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の519㎡、貸  
 人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野  
 菜、期間は平成28年7月1日から平成30年6月30日の新規  
 です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の725㎡、他1筆、合計1,747  
 ㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸  
 借の水稻、期間は平成28年7月1日から平成34年6月30日の  
 更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の499㎡、貸人は〇〇〇、  
 〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平  
 成28年7月1日から平成34年6月30日の更新です。8番、〇〇〇  
 字〇〇〇〇、畑の1,202㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、  
 〇〇〇〇、賃貸借の赤紫蘇、年間1,202円、持参払い、期間は平  
 成28年7月1日から平成33年6月30日の新規です。9番、〇〇〇  
 字〇〇〇〇、畑の1,068㎡、他1筆、合計2,031㎡、貸人は〇〇〇、  
 〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の赤紫蘇、年間2,031  
 円、持参払い、期間は平成28年7月1日から平成33年6月30日  
 の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の500㎡、貸人は〇〇〇、  
 〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の赤紫蘇、年間500  
 円、持参払い、期間は平成28年7月1日から平成33年6月30日  
 の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の639㎡、貸人は〇〇〇、  
 〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の赤紫蘇、年間639  
 円、持参払い、期間は平成28年7月1日から平成33年6月30日  
 の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の541㎡、貸人は〇〇〇、  
 〇〇〇〇、借

人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の赤紫蘇、年間541円、持参払い、期間は平成28年7月1日から平成33年6月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の227㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の赤紫蘇、期間は平成28年7月1日から平成31年6月30日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の439㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の赤紫蘇、期間は平成28年7月1日から平成31年6月30日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の468㎡、他1筆、合計751㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の赤紫蘇と水稻、期間は平成28年7月1日から平成31年6月30日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の485㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年7月1日から平成31年6月30日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,850㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とみかん、期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,530㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,390㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,863㎡、他1筆、合計3,077㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とみかん、期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,677㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日の新規です。22番は取下げです。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4,705㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の8,935㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日の新規です。合計23件、36筆、49,484㎡、貸手19名、借手8名です。この23件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員

はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。異議ございません。  
はい、2番。  
〇〇番〇〇です。更新ということで異議ございません。  
はい、3番。  
〇〇番〇〇です。異議ございません  
はい、4番。  
〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。

議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。6番、7番について異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。8番から12番までの5件についてです。新規ですが、この地区に対してJAの方からお話があって、自治会長が中心となって希望者を募った結果、5戸の世帯が協力するということになったようです。赤紫蘇を作るということでJAが各農家に赤紫蘇の栽培を指導して、生産物を買上げるということで、これに係る生産物についてはJAの方で世話をしてくれると思っています。料金ですが、多分、1,000㎡当たり1,000円と決めたのではないかと思います。異議ございません。
議	長	はい、13番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。13番から16番まで異議ございません。
議	長	はい、17番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。17番から21番まで、農業公社ということで異議ございません。
議	長	はい、23番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。23番については高齢のため預かってもらうということです。24番については、家から物件が離れたところにあるのでこれは預けるということです。異議ございません。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。貸借期間の期日が作物によって変更しなければならないことを、担当課から教えてあげてください。
農振課	田上	はい、わかりました。次回から受付の段階で伝えさせていただきます。
議	長	はい、ありがとうございます。23件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、9番更井寛司委員さん、11番小谷清雅委員さん、13番田渕宏委員さん、14番中山敏久委員さん、16番杉若陽一委員さん、17番泉雅行委員さん、19番横尾泰行委員さん、24番寒川加代子委員さん、28番上中悠司委員さん、32番長嶺博司委員さん、38番石谷強委員さん、39番蔭地明一委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、20番青木登委員さん、21番、那須京子委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号事業計画変更申請（農議法第5条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第4号農地使用貸借契約



の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は419㎡、他1筆、合計1,136㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は857㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,732㎡、他5筆、合計6,175㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,525㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は271㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は189㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上6件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願い申しあげます。

議 長

ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。譲受人は後継者もいて、頑張っておられます。異議ございません。2番はあっせんしたもので異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。贈与ですので異議ございません。

議 長

はい、5番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5番、6番について異議ございません。

議 長

はい、議案第1号農地法第3条申請6件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長

3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は757㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟、223.75㎡、駐車場外533.25㎡、合計757㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成28年5月23日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅

地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は591㎡、所有者は1番と同様です。使用目的及び規模は駐車場591㎡、着工日、工事期間以降は1番と同様です。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,543㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,543㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成28年5月23日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を河川と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は302㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場302㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成28年5月23日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。6月8日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で4条申請4件、5条申請6件、2条1件、形状変更3件について現地調査を行いました。4条について説明させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇であります。1番と2番については大分離れています。1番は梅畑に囲まれており、北側だけが道路です。南側は畑が下がっており、1mの擁壁をしています。東側も同様で、南側は1mの擁壁をして28cmのU字溝、1m20cmのフェンスをして4階建ての共同住宅を建設するという事です。2番については駐車場で周囲を24センチのU字溝、1m20cmのフェンスで囲うことになっています。合併浄化槽においては道路沿いの側溝に流すということで問題はないと思います。3番は〇〇〇〇の北の300㎡のところにあります。道路沿いに梅畑があり、南側に隣接した梅畑がございました。東側は山林で付近に用水路がありました。西側に川の土手がありました。太陽光パネル390枚で隣接同意、水利同意もあります。台形の梅畑でした。問題ないと思います。4番は駐車場にするということでもあります。〇〇〇〇より東へ300mで、東と南側は市道です。この方はIターンで来られたようで、来客用の駐車場を作ることです。埋め立てもせずに整地して回転場も作るということの問題ないと思います。以上です。

議 長

ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番と2番は関連しております。現地調査委員さんの説明の通りです。既存の本人所有のマンションの向い側に建設するようになっています。1番は共同住宅と駐車場、2番は駐車場専用ということで隣

接同意、水利同意はございます。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この話が持ち上がったのが、今年の6月でして、農業振興地域の農用地の指定が入っていたので、それを除外するために約1年掛かりました。今日、ご審議いただいて県知事の許可が下りましたら、本人は凄く喜ぶと思います。異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請4件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は376㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、108.21㎡、駐車場267.79㎡、合計376㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成28年5月23日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は42㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は露天駐車場42㎡、着工日、工事期間は完成済みです。農用地の内外は平成28年5月23日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。始末書ございます。農地法の許可が必要とは知らず、梅畑を整地して露天駐車場にしてしまいました。今後、このようなことのないよう厳重に注意致しますので今回は何卒寛大なるご配慮をお願いします。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は7.27㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟72.20㎡、駐車場等128.46㎡、合計200.66㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は359㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は事務所と倉庫が37.90㎡、資材置場が321.10㎡、合計359㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意は不要です。賃貸借30年間の設定です。この土地は周囲を住宅と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。始末書あります。当該土地は平成25年に相続により所有権を承継しましたが、以前から耕作がなされていませんでした。相続により、所有権を承

継しましたが、前段のとおり管理が行き届かないため、雑草等管理が大変であるため、平成27年5月頃、当該地に碎石を敷いて整地をいたしました。本件については農地法に基づく許可が必要とは知らず行ったことではありますが、関係者に多大なご迷惑をお掛けしたことを反省しております。今後はこのようなことのないよう努めてまいりますので、ご配慮賜りたく存じます。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が宅地、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は社会福祉施設2棟552㎡、駐車場385㎡、合計937㎡、着工日、工事期間は完了済み、農用地の内外は用途外、隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第二種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,335㎡、他3筆、合計3,317㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設3,317㎡、着工日、工事期間は許可日より5か月以内、農用地の内外は平成28年5月23日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。ご審議の程よろしくお申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番は〇〇〇〇より西へ300mで現況は休耕田です。1枚の田を2筆に分けて、市道に面したものを5条申請で、後の部分は形状変更で申請してきています。隣接は東側が宅地と田、南側が市道と田、西側がビニールハウス、北側が市道と宅地で、隣接同意、水利同意ともにございます。息子の新築住宅用地として使用貸借したく、申請するものです。盛土90cm、使用貸借期間30年間です。転用内容は住宅1棟、駐車場376㎡、排水は浄化槽処理後、雨水とU字溝から西側市道側溝へ排水します。問題ないと思います。2番は〇〇〇〇より北へ400mで現況は雑種地です。以前に形状変更された梅畑の端の部分です。そこが譲受人の隣接地です。東側が畑、南側が畑と公衆用道路、西側が公衆用道路と畑、北側が宅地と畑でいずれも隣接同意あります。水利同意もあります。転用理由は隣接宅地所有者の強い要望により、駐車場として譲渡したく申請するもので始末書もあります。転用内容は駐車場42㎡で排水は雨水は既設側溝から排水します。問題ないと思います。3番は〇〇〇〇より東へ30mで現況は休耕畑です。譲渡人は相続により当該地を取得しましたが、パート勤めのため耕作できず、休耕地になっていたところ譲受人である隣接宅地の所有者から息子の住宅用地として譲渡してほしい旨の申し入れがあったので申請するものです。全体計画は住宅、駐車場等200.66㎡で、東側が雑種地、西側が畑、南側が雑種地、北側が公衆用道路で隣接同意、水利同意は不要です。排水等は浄化槽処理後、雨水と北側の道路側溝へ排

水します。問題ないと思います。4番は〇〇〇〇より北へ300mで現況は雑種地です。東側が市道、西側が山林、南側も山林、北側が宅地です。隣接、水利組合の同意は不要です。始末書あります。転用理由は平成25年に相続しましたが、以前より耕作せずに放置していたため、雑草等の管理が行き届かず、27年に碎石を敷き整地しました。今回、賃貸人が役員となっている法人の事務所、倉庫、資材置場用地として賃貸したく申請するものです。賃貸期間は30年間です。転用内容は事務所、倉庫、資材置場が359㎡、排水は合併浄化槽処理、雨水と東側に新設の側溝から排水します。問題ないと思います。5番は〇〇〇〇から西へ100mで、今回、賃貸関係から、土地を買い受けたいという申請変更であり、問題ありません。6番は〇〇〇〇より北西へ400mで現況は放棄畑です。東側、西側は山林、南側は山林と畑、北側は山林で隣接同意あります。申請地は閑静な高台に位置し、周辺住民や周辺農地への影響を少なく、日光を遮断する障害物もないため、賃借人が太陽光発電施設を設置したく申請するものです。賃貸借期間は20年間、転用内容は太陽光パネル1,200枚、49.8kwが5設備、切土、盛土なしの整地のみです。雨水は自然浸透で問題ないと思います。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。  
1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番については息子さんの家ということで、異議ございません。2番については埋め立てしてみかん畑にした一部を作業用駐車場にしていたのですが、隣接者から駐車場にするため、売ってくれないかということで、農振除外を一時しましたが、隣接者から買えないということで編入をしていましたが、暫くしてまた、買いたいという話になったようです。始末書もあり、異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ほとんどがコンクリート張りの駐車場になっています。一部の農地を足して住宅を建てるということで異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。親がなくなって、娘に財産贈与され、その土地を整地して賃借するという事です。異議ございません。5番は賃貸から購入に変更したいということで異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。山の頂上にあり、太陽光には最適であります。異議ございません。
- 議 長 はい、以上で6件の5条申請について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
- 岡内 係長 7ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない

い旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は506㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、備考です。平成5年当時、〇〇〇〇に入居されている方や隣接マンション管理者の方より夏場冬場に駐車場が不足するため、賃貸できないかとの相談を受け、駐車場に整地し、現在に至っております。この度、駐車場を売ってもらえないかとの話があり、敷地を調査したところ、登記が未だ畑であることが判明し、本申請に及ぶしだいです。現況はコンクリートで舗装している状態です。隣接地は、太陽光発電、店舗駐車場、道路と農地はありません。今後は法令を遵守し不祥事なきことを誓約します。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇〇より北へ500mで現況は雑種地です。大きな駐車場の中の一画で、地元町内会長及び農業委員の証明もあり、問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの言うとおりの現場は農地でなく、一面宅地状態になっています。問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、ご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農地の形状変更願について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 8ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は839㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より2か月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿は田、現況は休耕田、面積は353㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して普通畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より4か月以内、隣接同意、水利同意はございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は184㎡、他1筆、合計640㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上3件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番は幅10mで長さが80mで細長い土地であります。北側には擁壁をされており、現状はバラスで既に埋め立てされておりました。梅の木が3本程度植えられています。形状変更の場合は1作または3年という決まり事があったと思います。埋め立て85cmで埋められておりました。2番は5条申請の南側に隣接した休耕田でございまして、隣接し

た南側の梅畑との境界には擁壁があり、埋め立ては90cm、隣接同意、水利同意もごさいます。問題ないと思います。3番は申請場所は〇〇〇〇より東へ100mで現況は休耕田です。東側は畑、西側は山林、南側は畑、北側は田で隣接同意、水利同意もごさいます。埋め立てが75センチ、猪による食害がひどい状況でした。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番については現状はそのままということで擁壁をしたいということで、事務局へ確認したところ、現状のままであれば擁壁をしてもかまわないということであったのですが、暫くして土地を高く埋めたいということになったため、それなら形状変更を提出して欲しいと本人に伝えたところ、隣の宅地の方から宅地より高くなるような埋め立てはしないでほしいとの苦情を言われているということでした。しかし、本人は嵩上げしたいということで、形状申請に至りました。隣の宅地から何センチか上がる状況なので、少し気になっていました。農地の形状変更については宅地の同意は要らないということですが、この先問題にならないか懸念しています。書類が出ているということで問題はないと思います。2番は息子さんの家を建てるということで問題ないと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。過去にも固定資産税の関係で目的外の形状変更していたものがあつたことから、様子を見なければわからないのではないかと。

平田 局長 私も現状は見ましたが、表面上はバラスのような土を敷いており、3か所程度の盛土をし、イチジクの木を植えていた状況で、今のところ形状変更で畑にしたいということです。今後、作り土を入れて畑にする可能性はありますが、今後の利用で駐車場等になってきたら、当初の目的と異なりますので問題にはなりますが、今のところは擁壁までして畑にしたいという状況でございます。

議 長 形状変更して、農地にするということですので、問題ないかと思いますが、今後、十分に見守っていただきたいと思います。それでは3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。同意もあり、異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第5号農地の形状変更願について、ご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 9ページをお願いします。議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が宅地です。面積は175㎡、他4筆、合計937㎡、当初計画は借人が〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は〇〇〇〇、変更後の計画は借人から譲渡人に変更され、内容は同様です。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員	全員	なし。
議	長	なければ、議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）について、異議なしとのこととさせていただきますので、そのようにさせていただきます。続きまして報告第1号農地等売渡あっせん成立について事務局の説明をお願いします。
岡内	係長	10ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立についてです。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は857㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日、価格は平成28年5月11日、80万円、あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の3名でした。以上1件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。あっせん委員の皆さんご苦労様でした。只今の報告について、顛末の方よろしくをお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。近所の〇〇〇〇さんに声を掛けたところ、譲り受けていただくことになりました。5月11日に〇〇〇〇さん宅にて80万円で決定いたしました。以上です。
議	長	報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。
松平	主査	11ページをお願いします。報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は155㎡の内89㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫46.56㎡、転用面積は89㎡です。以上1件報告申し上げます。
議	長	報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局から説明をお願いします。
松平	主査	12ページをお願いします。報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は739㎡の内36㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は242㎡の内4㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人以降は1番と同様です。以上2件、報告とさせていただきます。
議	長	報告第3号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議	長	ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。続



きまして、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局から説明をお願いします。

松平 主査

13ページをお願いします。報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は473㎡、他1筆、合計1,633㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成28年5月6日、理由は耕作ができないためです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は952㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成28年5月9日、理由は経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により所有権を移転。以上2件、報告とさせていただきます。

議 長

報告第4号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長

ないようでございますので、報告第4号、報告とさせていただきます。続きまして、追加議案第1号農地法第25条第1項による和解の仲介申立について上程させてもらってよろしいでしょうか。  
(はいの声あり。)

議 長  
松平 主査

それでは、事務局からの説明をお願いします。  
議案2の1ページです。議案第1号農地法第25条の規定による和解の仲介申立です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,965㎡、他2筆、合計4,347㎡、申立人は〇〇〇、〇〇〇〇、相手方は〇〇〇、〇〇〇〇、申立の内容は相手方所有の農地から集中した雨水が申立人の農地に流れ込み、川の様になって流れてくる。雨水は相手方の畑内で処理するよう改善してもらいたい旨の和解の申立となっています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長  
〇〇番 委員

それでは、〇〇〇〇さんの見解をお聞きしたいと思います。  
〇〇番〇〇です。相手方の農園で雨水を処理するにはU字溝で右側の谷に流せばいいのではと申出人には言っているのですが、らちが明かないという状況です。以上です。

議 長  
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。このことについてご意見ございませんか。  
〇〇番〇〇です。少し助言させていただきます。昔は紛争処理委員があって、紛争があった場合に、その委員さんたちが審議して、それでもどうにもならない場合は、このように公開して審議されるというものでした。知事の方で判断してもらおうが、また、我々のところに戻ってくるのではないかと思います。

議 長  
〇〇番 委員  
岡内 係長

我々としては、〇〇〇〇さんと事務局とで折衝にあたった結果、らちが明かないということですし、本人も県へ進達したいということになれば、そのようにさせてあげたいなと思っております。皆さんいかがでしょうか。  
〇〇番〇〇です。市で排水路を作ってもらえばいいのではないかと。農業振興課とも協議しましたが、民民の案件のため、公費で排水路を作ることはできないが、毎年、地元へは工事費等の予算をお渡ししているので、地元と相談していただければとの回答でしたが、地元も民民の案件ではそ

- の工事費は出せないとのことでありました。
- 議 長 それでは、申立人の希望どおり、県で和解の仲介を行っていただくこととしてよろしいでしょうか。
- 委員 全員 （異議なしの声あり。）
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは他の案件ですが、5月の県農業会議提出案件の5条2件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
- 議 長 （なしの声あり。）
- 議 長 それでは、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後4時50分終了